

**凡例**

**環境基準の類型指定地域(騒音)**

- A
- B
- C

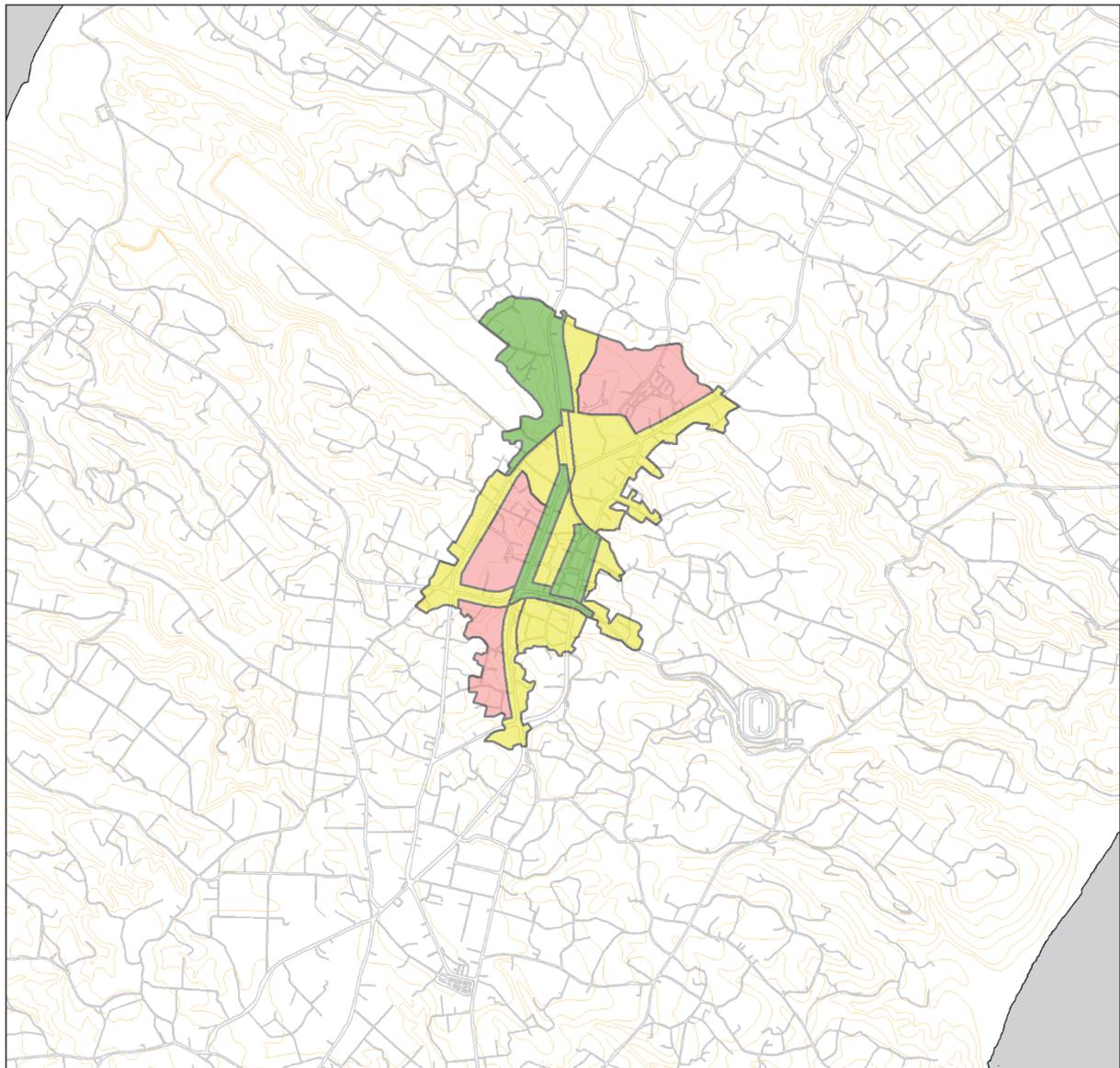
0 0.375 0.75 1.5 km

1:30,000



出典：西之表都市計画図（西之表市）をもとに作成  
 ※平成 31 年 2 月入手

図-3. 2. 20(1) 騒音に係る環境基準の類型指定（西之表市）



**凡例**

**環境基準の類型指定地域(騒音)**

- A
- B
- C

0 0.375 0.75 1.5 km

1:30,000



出典：中種子都市計画図（中種子町）をもとに作成  
 ※平成31年2月入手

図-3.2.20(2) 騒音に係る環境基準の類型指定（中種子町）

また、航空機騒音に係る環境基準を表-3.2.22 に、類型指定を表-3.2.23 に示します。なお、調査対象地域は、類型指定がなされていません。

表-3.2.22(1) 航空機騒音に係る環境基準

ア 航空機騒音に係る環境基準について

①環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注：I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

② ①の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- a. 測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル ( $L_{AE}$ ) を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本産業規格 Z 8731 に従うものとする。
- b. 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- c. 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- d. 評価は算式アにより1日(午前0時から午後12時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル ( $L_{den}$ ) を算出し、全測定日の  $L_{den}$  について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

算式ア

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left( \sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej} + 5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk} + 10}{10}} \right) \right\}$$

(注：i、j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$  とは、午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の  $L_{AE}$ 、 $L_{AE,ej}$  とは、午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の  $L_{AE}$ 、 $L_{AE,nk}$  とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における k 番目の  $L_{AE}$  をいう。また、 $T_0$  とは、規準化時間(1秒)をいい、T とは、観測1日の時間(86,400秒)をいう。

算式イ

$$10 \log_{10} \left( \frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注：N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$  とは、測定日のうち i 日目の測定日の  $L_{den}$  をいう。

- e. 測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

③ ①の環境基準は、1日当たり離着回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号、最終改正 平成19年環境省告示第114号)

表-3. 2. 22(2) 航空機騒音に係る環境基準

イ 達成期間等

環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	
第三種空港及びこれに準ずるもの			
第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内	
	B		
成田国際空港		10年以内	5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
既設飛行場	第一種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港		15年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
			20年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。

(備考) 鹿児島空港は第二種空港B、鹿屋飛行場は第一種空港に該当する。

出典:「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第154号、最終改正 平成19年環境省告示第114号)

表-3. 2. 23 航空機騒音に係る環境基準の類型指定（鹿児島県内）

空港・飛行場名	地域の類型	当てはめる地域
鹿児島空港 鹿屋飛行場 平成 25. 3. 29 鹿児島県告示第 401 号 (H25. 4. 1 施行) 最終改正 令和 3. 3. 30 鹿児島県告示第 472 号 (R3. 3. 30 施行)	I	鹿屋市及び霧島市の区域（別紙図面に示す区域に限る。以下同じ。）のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた同項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
	II	鹿屋市及び霧島市の区域のうち、類型 I を当てはめる地域以外の地域（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域又は空港敷地若しくは飛行場敷地である地域を除く。）
	(別紙図面は省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課に備えて縦覧に供する。)	

### 3) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準を表-3.2.24 に、調査対象地域の類型指定を図-3.2.21 に示します。なお、対象事業実施区域は、類型指定がなされていません。

表-3.2.24(1) 水質汚濁に係る環境基準

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格65.2(規格65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.005mg/L 以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L 以下	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表8に掲げる方法
ダイオキシン類 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	日本産業規格K0312に定める方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものとの和とする。</p> <p>5 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>6 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。</p>	

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正 令和3年環境省告示第62号)

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号、最終改正 令和4年環境省告示第89号)

表-3. 2. 24(2) 水質汚濁に係る環境基準

別表2 生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く))

1 河川

(1)河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	-
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格21に定 める方法	付表9に掲げ る方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	付表10に掲げ る方法
備考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。）</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。</p> <p>5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

注1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2：水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3：水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4：工業用水1級：ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表-3. 2. 24(3) 水質汚濁に係る環境基準

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的 低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する 水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物A の欄に掲げる水生生物の産 卵場(繁殖場)又は幼稚仔の 生育場として特に保全が必 要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域 を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のう ち、生物Bの欄に掲げる水生 生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
測定方法		規格53に定める方 法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方 法
備考 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正 令和3年環境省告示第62号)

表-3. 2. 24(4) 水質汚濁に係る環境基準

2 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (PH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以 下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100ml 以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
測定方法		規格 12.1 に 定める方法 又はガラス 電極を用い る水質自動 監視測定装 置によりこ れと同程度 の計測結果 の得られる 方法	規格 17 に定め る方法(ただ し、B 類型の工 業用水及び水 産 2 級のうちノ リ養殖の利水 点における測 定方法はアル カリ性法)	規格 32 に定 める方法又 は隔膜電極 若しくは光 学式センサ を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	付表10に掲げ る方法	付表14に掲げ る方法
備考						
<p>1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは次のものをいう。</p> <p>試料 50ml を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1ml を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/l)10ml を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1ml とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5ml を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。</p> $\text{COD}(\text{O}_2\text{mg/l})=0.08 \times [(b)-(a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ <p>(a):チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の滴定値(ml)                  (b):蒸留水について行なった空試験値(ml)                  fNa<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub>:チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/l)の力価</p> <p>3 大腸菌数に用いる単位は、CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

注1: 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

注2: 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用

注3: 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表-3. 2. 24(5) 水質汚濁に係る環境基準

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2：水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注3：生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

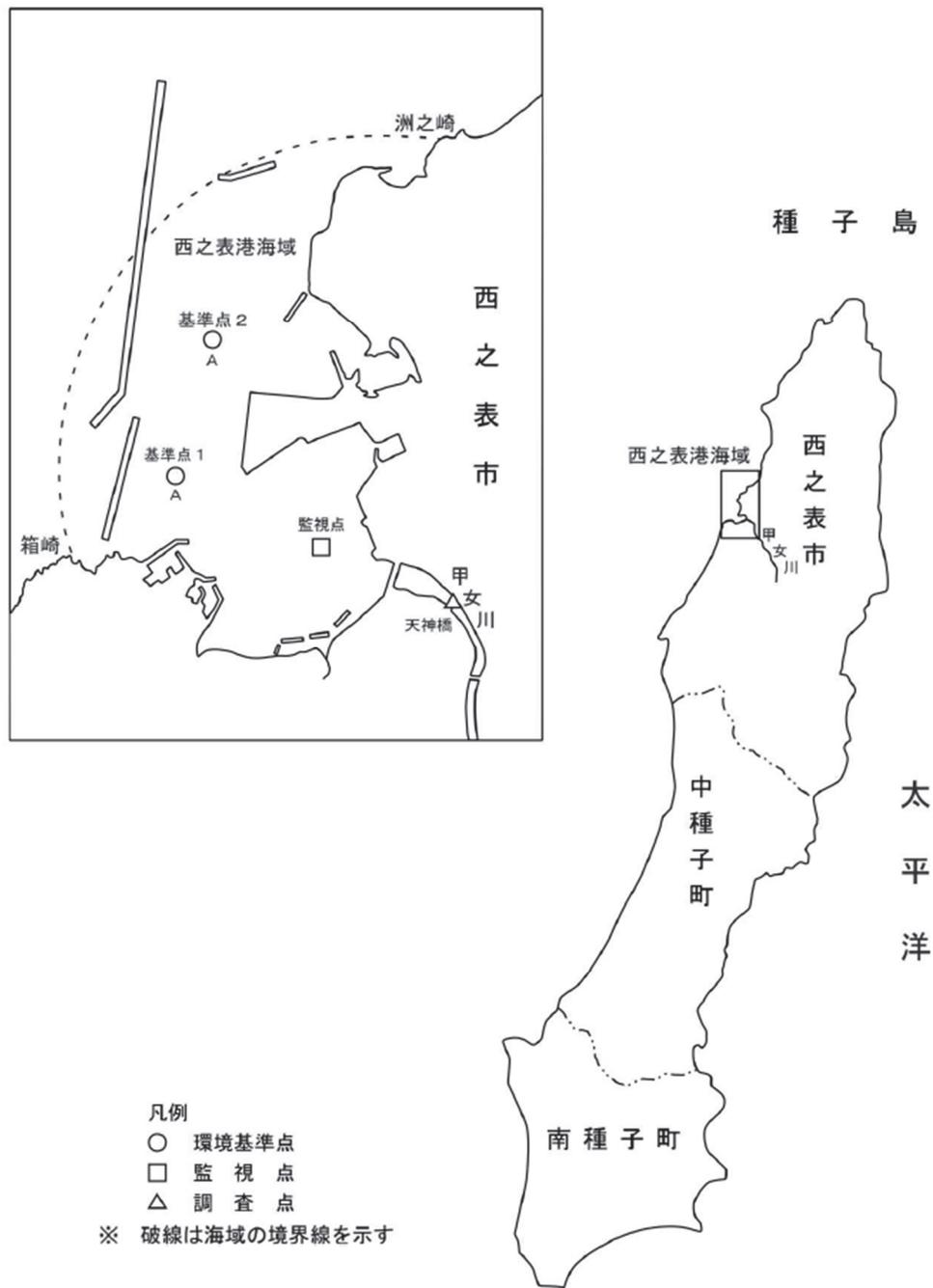
項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

表-3. 2. 24(6) 水質汚濁に係る環境基準

エ

類型 項目	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
測定方法	規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号、最終改正 令和3年環境省告示第62号)



出典：鹿児島県ウェブサイト「水質測定結果」  
 ( <https://www.pref.kagoshima.jp/ad05/kurashi-kankyo/kankyo/suishitu/sokutei/r2suiiki-kekka.html> )  
 「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(鹿児島県、令和2年度)

図-3.2.21 水質汚濁に係る環境基準の類型指定(海域)

#### 4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表-3.2.25 に示します。

表-3.2.25 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2、38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格K0102の65.2(規格65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) <ol style="list-style-type: none"> <li>規格K0102の65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。</li> <li>規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格K0102の65.の備考11のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。</li> <li>規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。</li> </ol>
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備考		<ol style="list-style-type: none"> <li>基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</li> <li>「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</li> <li>1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</li> </ol>

出典:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年環境庁告示第10号、最終改正 令和3年環境省告示第63号)

## 5) 底質の汚染に係る環境基準

底質に係る環境基準(ダイオキシン類)を表-3.2.26 に示します。

表-3.2.26 底質に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考: 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。		

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号、最終改正 令和4年環境省告示第89号)

## 6) 土壌汚染に係る環境基準

土壌汚染に係る環境基準を表-3. 2. 27 に示します。

表-3. 2. 27(1) 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件 (環境基準)	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては米1kgにつき0.4mg以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102（以下「規格」という。）の55.2、55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年9月環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年9月環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法

表-3. 2. 27(2) 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件 (環境基準)	測定方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c)(注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラージオキシンをいう。以下同じ。)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備考		
<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ヒ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</p> <p>5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p> <p>6. ダイオキシン類の基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラージオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>7. 環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。</p>		

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号、最終改正 令和2年環境省告示第44号)  
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」  
(平成11年環境庁告示第68号、最終改正 令和4年環境省告示第89号)

## (2) 公害の防止に関する法令等に基づく規制基準

公害防止に係る規制基準等の指定状況は、表-3.2.28 に示すとおりです。

表-3.2.28 公害防止に係る規制基準等の指定状況

公害防止に係る主な法令	規制内容	指定状況			
		西之表市 (馬毛島)	西之表市 (種子島)	中種子町	南種子町
大気汚染防止法 (昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号)	ばい煙に係る排出基準	○	○	○	○
	総量規制基準	×	×	×	×
騒音規制法 (昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号)	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	○	○	○	○
	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	○	○	○	○
	自動車騒音の限度(要請限度)	○	○	○	○
鹿児島県公害防止条例 (昭和 46 年 10 月 15 日鹿児島県条例第 41 号)	ばい煙に係る規制基準	○	○	○	○
	特定工場等の騒音に係る規制基準	○	○	○	○
振動規制法 (昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号)	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	×	○	○	×
	特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	×	○	○	×
	道路交通振動の限度	×	○	○	×
悪臭防止法 (昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 (令和 3 年 3 月 30 日鹿児島県告示第 473 号)	指定地域	×	○	○	○
工業用水法 (昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号)	指定地域	×	×	×	×
土壤汚染対策法 (平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号)	指定地域	×	×	×	×

注：指定状況において、○は存在すること、×は存在しないことを示します。

### 1) 大気汚染に係る規制

大気汚染に係る規制の状況は、表-3.2.29～表-3.2.34 に示すとおりです。

表-3.2.29 大気汚染に係る規制の状況（硫黄酸化物の排出基準（K 値規制））

硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする $q = K \times 10^{-3} He^2$ q：硫黄酸化物の量 (Nm <sup>3</sup> /h) K：地域別に定められた値（下表） He：補正された排出口の高さ (m)		
K 値	地域	
	大気汚染防止法	鹿児島県公害防止条例
11.5	薩摩川内市のうち、旧川内市の区域	薩摩川内市の区域(平成16年10月11日現在における川内市の区域に限る。)
14.5	鹿児島市のうち旧吉田町、旧桜島町、旧喜入町、旧郡山町及び旧松元町の区域を除く区域	—
17.5	その他	その他(鹿児島市の区域を除く。)

出典：「令和3年版環境白書」（令和4年3月、鹿児島県）  
 「鹿児島県公害防止条例施行規則」（昭和47年鹿児島県規則第14号）

表-3.2.30(1) 大気汚染に係る規制の状況（ばいじんの排出基準（大気汚染防止法））

令別表第1の番号	施設の種類の	規模	排出基準値 (g/Nm <sup>3</sup> )	附則
1	ボイラー(ガスを専焼させるもの)	排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h以上	0.05	
		排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.10	
	ボイラー(重油その他の液体燃料を専焼並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの)	排出ガス量20万Nm <sup>3</sup> /h以上	0.05	既設は当分の間0.07
		排出ガス量4万～20万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.15	既設は当分の間0.18
		排出ガス量1万～4万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.25	
		排出ガス量1万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.30	
	ボイラー(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼並びに混焼させるもの)	排出ガス量20万Nm <sup>3</sup> /h以上	0.15	既設は当分の間0.20
		排出ガス量4万～20万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.25	既設は当分の間0.35
		排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.30	
	ボイラー(前各項に掲げるもの、石炭を燃焼させるもの及び触媒再生塔に附属するもの以外のもの)	排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h以上	0.30	
排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満		0.30	既設は当分の間0.40	
2	ガス発生炉		0.05	
5	溶解炉	排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h以上	0.10	
		排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.20	既設のアルミニウムの地金・合金の製造又は再生用の反射炉は当分の間0.30
9	焼成炉(石灰焼成炉に限り土中釜)		0.40	
	焼成炉(土中釜以外の石灰焼成炉)		0.30	
	焼成炉(セメント製造用に供するもの)		0.10	
	焼成炉(耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの)	排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h以上	0.10	
		排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.20	
焼成炉(前各項以外のもの)	排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h以上	0.15		
	排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.25		
11	乾燥炉(骨材乾燥炉)		0.50	2万Nm <sup>3</sup> /h未満の既設は当分の間0.60
		排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h以上	0.15	既設は当分の間
	乾燥炉(前項以外のもの)	排出ガス量4万Nm <sup>3</sup> /h未満	0.20	1万～4万Nm <sup>3</sup> /h0.3 1万Nm <sup>3</sup> /h未満0.35

表-3. 2. 30(2) 大気汚染に係る規制の状況（ばいじんの排出基準（大気汚染防止法））

令別表第1の番号	施設の種類	規模	排出基準値 (g/Nm <sup>3</sup> )	附則
12	電気炉（珪素含有率 40%以上の合金鉄製造用）		0.20	
	電気炉（珪素含有率 40%未満の合金鉄、カーバイト製造用）		0.15	
	電気炉（前各項以外のもの）		0.10	
13	廃棄物焼却炉	焼却能力が 4000kg/h 以上	0.04	既設は当分の間 0.08
		焼却能力が 2000～4000kg/h 未満	0.08	既設は当分の間 0.15
		焼却能力が 2000kg/h 未満	0.15	既設は当分の間 0.25
29	ガスタービン		0.05	63.1.31 以前に設置された施設及び非常用施設には当分の間適用を猶予する
30	ディーゼル機関		0.10	
31	ガス機関		0.05	非常用施設には当分の間適用を猶予する

注1：既設とは、昭和57年6月1日において現に設置されている施設をいう。ただし、廃棄物焼却炉については、平成10年7月1日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）をいう。

注2：廃棄物焼却炉において、既設については平成12年4月1日から施行する。

注3：小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間適用しない。

注4：「令和3年版環境白書」に記載されているばいじんの排出基準を示した。

出典：「令和3年版環境白書」（令和4年3月、鹿児島県）

表-3. 2. 31 大気汚染に係る規制の状況（ばいじんの排出基準（鹿児島県公害防止条例））

番号	施設名	ばいじん量
1	別表第1に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料又はガスを専焼させるもの	0.30 グラム
2	別表第1に掲げるボイラーのうち石炭(1キログラム当たり発熱量5千キロカロリー以下のものに限る。)を燃焼させるもの	0.80 グラム
3	別表第1に掲げるボイラーのうち前2項に掲げるもの以外のもの	0.40 グラム

注：別表第1に掲げるボイラーとは、規格B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が8平方メートル以上10平方メートル未満で、かつ、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの（重油換算は、重油10リットル当たりが、液体燃料は10リットルに、ガス燃料は16立方メートルに、固体燃料は16キログラムに、それぞれ相当するものとする。）

出典：「鹿児島県公害防止条例施行規則」（昭和47年鹿児島県規則第14号）

表-3. 2. 32 大気汚染に係る規制の状況（有害物質（塩化水素）の排出基準）

施設の種類	規模	排出基準値
廃棄物焼却炉	火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力 200kg/h 以上	700mg/Nm <sup>3</sup>

出典：「令和3年版環境白書」（令和4年3月、鹿児島県）

表-3.2.33 大気汚染に係る規制の状況（有害物質（窒素酸化物）の排出基準）

施設の種類	排出ガス量	設置区分	排出基準値 (ppm)	備考
ボイラー (液体燃料)	50 万 Nm <sup>3</sup> /h 以上	S50.12.9 以前	180	S48.8.9 以前設置の施設については、 S55.5.1 から基準値改定 230→180ppm
		S50.12.10～S52.6.17	150	
		S52.6.18.以降	130	
	50 万 Nm <sup>3</sup> /h 未満 10 万 Nm <sup>3</sup> /h 以上	S48.8.9 以前	190	S55.5.1 から基準値改定 230→190ppm
		S48.8.10～S50.12.9	180	
		S50.12.10 以降	150	
	10 万 Nm <sup>3</sup> /h 未満 4 万 Nm <sup>3</sup> /h 以上	S48.8.9 以前	190	S55.12.1 から適用
		S48.8.10～S50.12.9	180	
		S50.12.10 以降	150	
	4 万 Nm <sup>3</sup> /h 未満 1 万 Nm <sup>3</sup> /h 以上	S50.12.9 以前	230	S55.5.1 から適用
		S50.12.10 以降	150	
	1 万 Nm <sup>3</sup> /h 未満 5 千 Nm <sup>3</sup> /h 以上	S52.9.9 以前	250	S55.5.10 から適用
S52.9.10 以降		180		
5 千 Nm <sup>3</sup> /h 未満	S52.9.9 以前	250	S59.8.10 から適用	
	S52.9.10 以降	180		
乾燥炉	すべて	S54.8.9 以前	250	S57.8.10 から適用
		S54.8.10 以降	230	
廃棄物焼却炉	連続炉以外のものにあつては排出ガス量が 4 万 Nm <sup>3</sup> /h 以上のもの	S52.6.18 以降	250	
ガスタービン	4.5 万 Nm <sup>3</sup> /h 以上	S63.2.1 以降	70	ガス専焼に限る。 非常用を除く。
		S63.2.1 以降 H1.7.31 以前	90	
	4.5 万 Nm <sup>3</sup> /h 未満	H1.8.1 以降	70	液体燃料に限る。 非常用を除く。
		S63.2.1 以降 H3.1.31 以前	100	
	4.5 万 Nm <sup>3</sup> /h 以上	H3.2.1 以降	70	
		S63.2.1 以降 H1.7.31 以前	120	
4.5 万 Nm <sup>3</sup> /h 未満	H1.8.1 以降 H3.1.31 以前	100		
	H3.2.1 以降	70		
ディーゼル 機関	シリンダー内径 400mm 以上	S63.2.1 以降 H1.7.31 以前	1600	非常用を除く。
		H1.8.1 以降 H3.1.31 以前	1400	
		H3.2.1 以降	1200	
	シリンダー内径 400mm 未満	S63.2.1 以降	950	

注1：熱源として電気を使用するものを除く。

注2：昭和52年9月9日までに設置の工事が着手された排出ガス量が5千Nm<sup>3</sup>/h未満の過負荷燃焼型ボイラーは当分の間適用しない。

注3：小型ボイラーのうちガスを専焼させるもの、軽質液体燃料（灯油、軽油又はA重油をいう。）を専焼させるもの並びにガス及び軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間適用しない。

注4：「令和3年版環境白書」に記載されている有害物質（窒素酸化物）の排出基準を示した。

出典：「令和3年版環境白書」（令和4年3月、鹿児島県）

表-3.2.34 大気汚染に係る規制の状況（水銀の排出基準）

施設の種類		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 <sup>(注1)</sup> ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
			新規施設	既存施設 (注2)
石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 伝熱面積 10 <math>\text{m}^2</math>以上</li> <li>● 燃焼能力<sup>(注3)</sup> 50L/時以上</li> </ul>	8	10
小型石炭混在ボイラー <sup>(注4)</sup>			10	15
一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉／金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉： <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原料処理能力 1t/時以上</li> </ul>	15	30
	鉛又は亜鉛	金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。）： <ul style="list-style-type: none"> <li>● 火格子面積 1 <math>\text{m}^2</math>以上</li> <li>● 羽口面断面積 0.5 <math>\text{m}^2</math>以上</li> <li>● 燃焼能力<sup>(注3)</sup> 50L/時以上</li> <li>● 変圧器定格容量 200kVA 以上</li> </ul>	30	50
二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉： <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原料処理能力 0.5t/時以上</li> <li>● 火格子面積 0.5 <math>\text{m}^2</math>以上</li> <li>● 羽口面断面積 0.2 <math>\text{m}^2</math>以上</li> <li>● 燃焼能力<sup>(注3)</sup> 20L/時以上</li> </ul>	100	400
	工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： <ul style="list-style-type: none"> <li>● 燃焼能力<sup>(注3)</sup> 10L/時以上</li> <li>● 変圧器定格容量 40kVA 以上</li> </ul> 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉： <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原料処理能力 0.5t/時以上</li> </ul>	30	50
廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火格子面積 2 <math>\text{m}^2</math>以上</li> <li>● 焼却能力 200kg/時以上</li> </ul>	30	50
水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物 <sup>(注5)</sup> 又は水銀含有再生資源 <sup>(注6)</sup> を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。)	50	100
セメントの製造の用に供する焼成炉		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火格子面積 1 <math>\text{m}^2</math>以上</li> <li>● 燃焼能力<sup>(注3)</sup> 50L/時以上</li> <li>● 変圧器の定格容量 200kVA 以上</li> </ul>	50	80 <sup>(注7)</sup>

注1：既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が5割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

注2：施行日において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

注3：バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

注4：バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算 10 万 L/時未満のもの

注5：水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

注6：水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

注7：原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、140  $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$  です。

出典：「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）

「水銀大気排出規制への準備が必要です！」（平成 28 年 環境省リーフレット）

## 2) 騒音に係る規制

騒音に係る規制の状況は、表-3. 2. 35～表-3. 2. 38 及び図-3. 2. 22 に示すとおりです。

表-3. 2. 35 騒音に係る規制の状況  
(特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準)

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
	6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～翌6時
第1種区域	45 dB以下	50 dB以下	45 dB以下	40 dB以下
第2種区域	50 dB以下	60 dB以下	50 dB以下	45 dB以下
第3種区域	60 dB以下	65 dB以下	60 dB以下	50 dB以下
第4種区域	65 dB以下	70 dB以下	65 dB以下	55 dB以下
備考				
1 昼間とは、午前七時又は八時から午後六時、七時又は八時までとし、朝とは、午前五時又は六時から午前七時又は八時までとし、夕とは、午後六時、七時又は八時から午後九時、十時又は十一時までとし、夜間とは、午後九時、十時又は十一時から翌日の午前五時又は六時までとする。				
2 デシベルとは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。				
3 騒音の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。				
4 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z 八七三-1に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (一) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。 (二) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。 (三) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。 (四) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の九十パーセントレンジの上端の数値とする。				
5 前項に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。 一 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域 二 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 三 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 四 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域				

注：規制地域の指定及び規制基準等の設定は、県知事（市、大崎町、中種子町及び南種子町の区域については、各市町長）が行う。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号、最終改正 平成27年環境省告示第67号)

鹿児島県ウェブサイト 「騒音規制法における規制について」

([https://www.pref.kagoshima.jp/ad05/kurashi-kankyo/kankyo/taiki\\_souon/soonakusyu/souon/souon\\_hou.html](https://www.pref.kagoshima.jp/ad05/kurashi-kankyo/kankyo/taiki_souon/soonakusyu/souon/souon_hou.html))

西之表市ウェブサイト 「騒音規制法における規制について」

([https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/shiminseikatu/kankyoanzen/kankyo/soon\\_shindo/5251.html](https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/shiminseikatu/kankyoanzen/kankyo/soon_shindo/5251.html))

表-3.2.36 騒音に係る規制の状況

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準)

規制種別 地域区分	特定建設作業					
	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートプラント アスファルトプラント	バックホウ トラクターショベル ブルドーザー
基準値	①②	85 dB以下				
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと。				
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと。				
※1日当たりの 作業時間	①	10時間/日を超えないこと。				
	②	14時間/日を超えないこと。				
作業期間	①②	連続して6日を超えないこと。				
作業日	①②	日曜日その他休日でないこと。				

注1：地域の区分欄の①は第1号区域、②は第2号区域を表す。

①第1号区域 ア 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

イ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

ウ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域

エ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域

②第2号区域 第1号区域以外の騒音規制法に基づく指定区域

注2：基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注3：基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※の項に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

注4：当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示1号、最終改正 平成27年環境省告示第66号)

表-3.2.37 騒音に係る規制の状況 (自動車騒音の限度 (要請限度))

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域 (2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで)に係る限度は、次表を用いる。

昼間	夜間
75dB	70dB

注： a区域：専ら住居の用に供される地域

b区域：主として住居の用に供される地域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令第15号」

表-3.2.38 騒音に係る規制の状況

(特定工場等の騒音に係る規制基準 (鹿児島県公害防止条例))

時間の区分	基準
昼間 (8:00~19:00)	65dB 以下
朝 (6:00~8:00) 夕 (19:00~22:00)	55dB 以下
夜間 (22:00~6:00)	45dB 以下

注：騒音の測定点は、工場等の敷地の境界線上とする。  
出典：「鹿児島県公害防止条例」(昭和 46 年鹿児島県条例第 41 号)

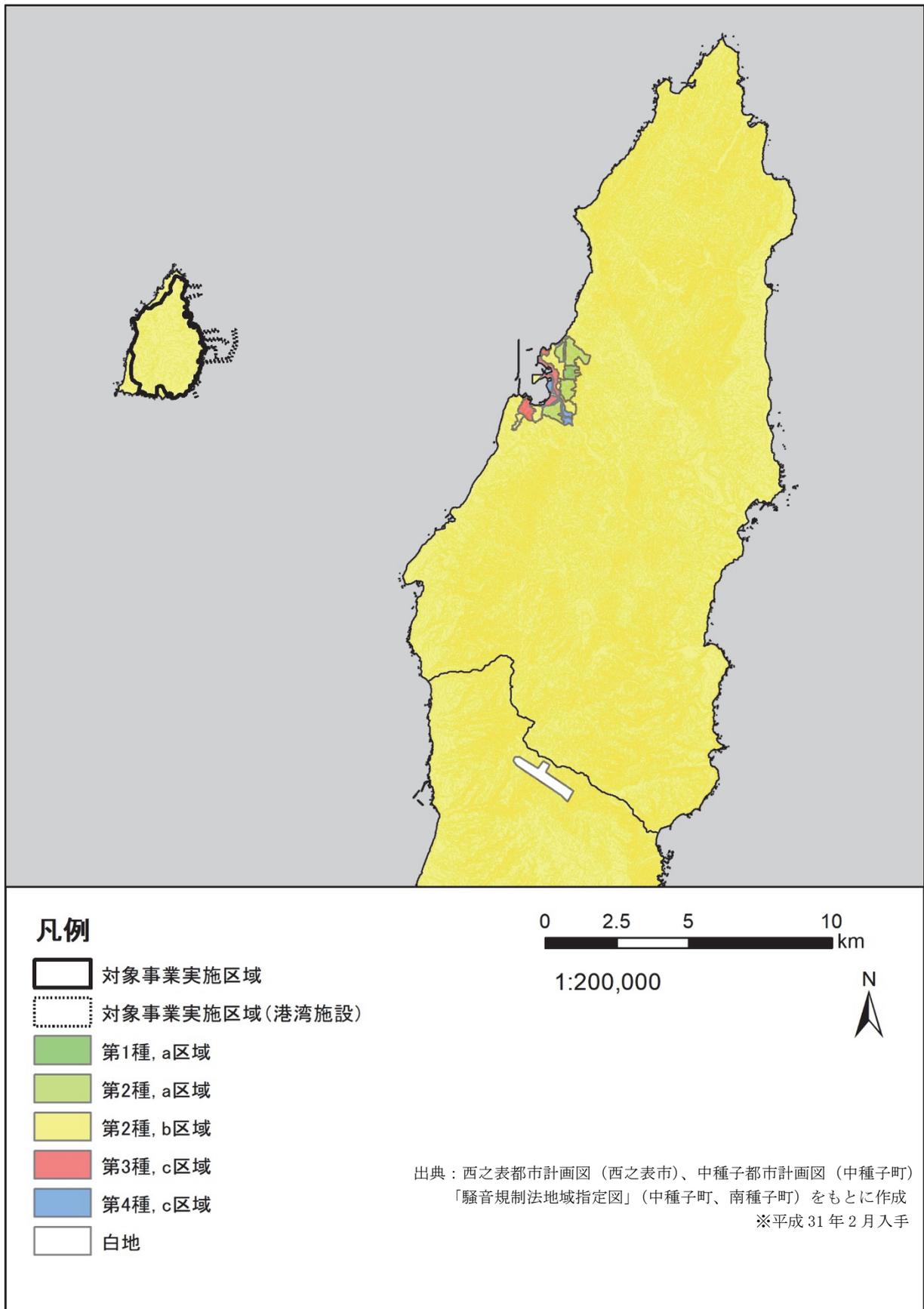


図-3. 2. 22(1) 騒音に係る規制の状況（騒音規制法に基づく規制区域）

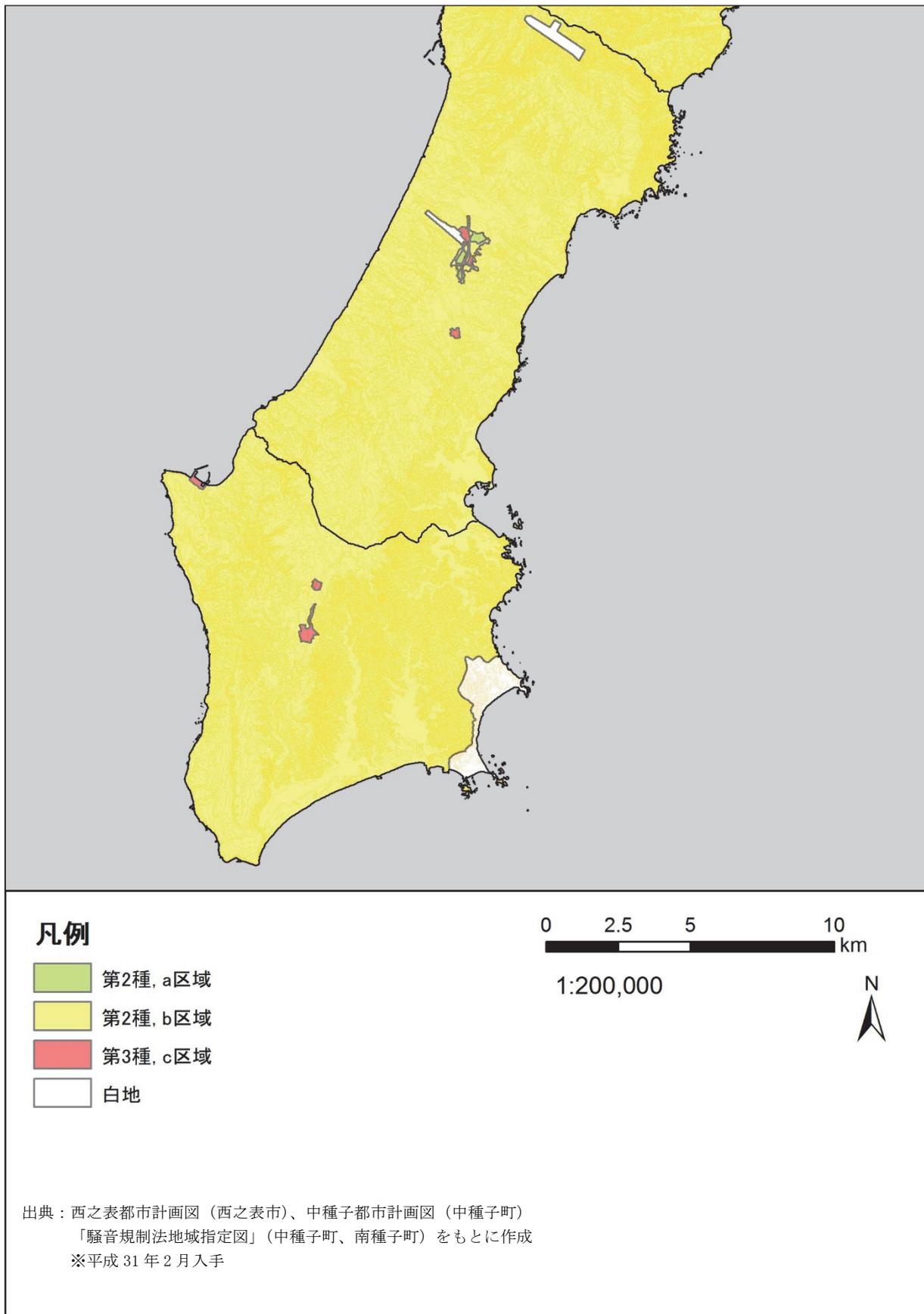


図-3. 2. 22(2) 騒音に係る規制の状況（騒音規制法に基づく規制区域）

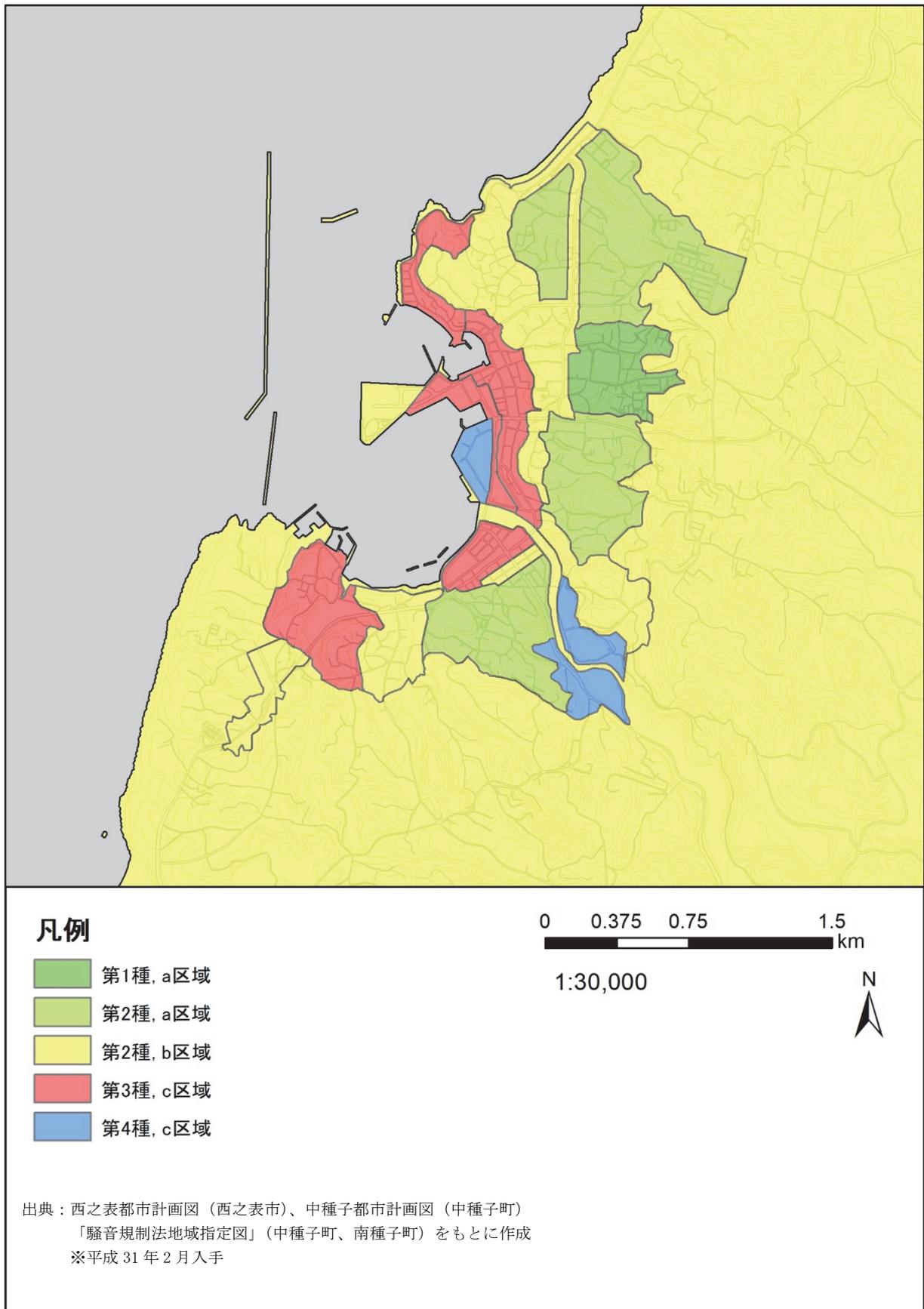


図-3.2.22(3) 騒音に係る規制の状況（騒音規制法に基づく規制区域（西之表市））

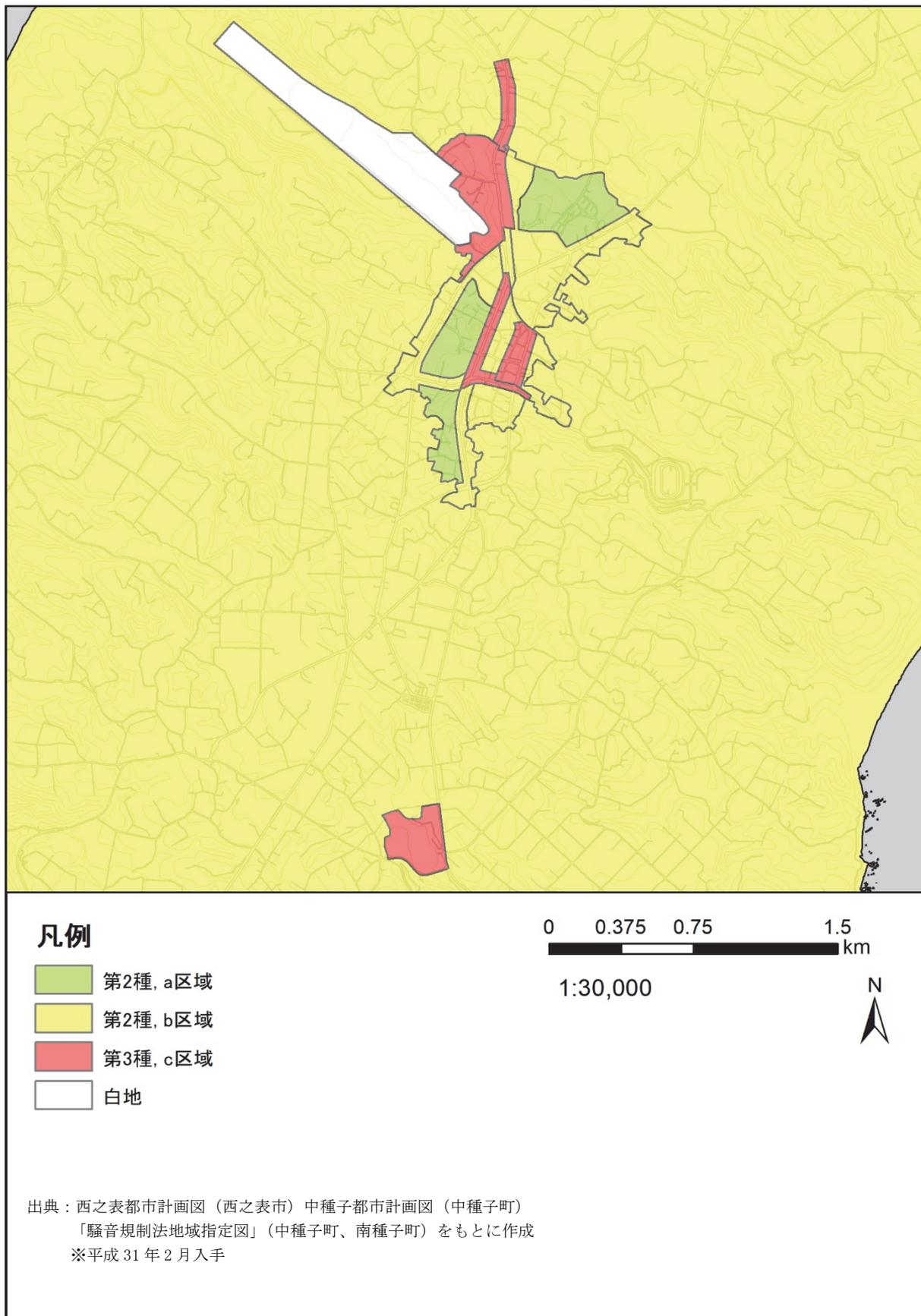


図-3. 2. 22(4) 騒音に係る規制の状況（騒音規制法に基づく規制区域（中種子町））

### 3) 振動に係る規制

振動に関する規制の状況は、表-3.2.39～表-3.2.41 及び図-3.2.23 に示すとおりです。

表-3.2.39 振動に関する規制の状況  
(特定工場等において発生する振動の規制に関する基準)

区域の区分	基準値													
	昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～翌8:00)												
第1種区域	60dB以下	55dB以下												
第2種区域	65dB以下	60dB以下												
備考														
<p>1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合は、それぞれの区域を更に二区分することができる。</p> <p>一 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域</p> <p>二 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域</p> <p>2 昼間とは、午前五時、六時、七時又は八時から午後七時、八時、九時又は十時までとし、夜間とは、午後七時、八時、九時又は十時から翌日の午前五時、六時、七時又は八時までとする。</p> <p>3 デシベル(dB)とは、計量法(平成四年法律第五十一号)別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。</p> <p>4 振動の測定は、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。</p> <p>5 振動の測定方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。</p> <p>イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所</p> <p>ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所</p> <p>ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所</p> <p>二 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。</p> <p>測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が十デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>指示値の差</th> <th>補正値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3dB</td> <td>3dB</td> </tr> <tr> <td>4dB</td> <td rowspan="2">2dB</td> </tr> <tr> <td>5dB</td> </tr> <tr> <td>6dB</td> <td rowspan="4">1dB</td> </tr> <tr> <td>7dB</td> </tr> <tr> <td>8dB</td> </tr> <tr> <td>9dB</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 振動レベルの決定は、次のとおりとする。</p> <p>一 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。</p> <p>二 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。</p> <p>三 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の八パーセントレンジの上端の数値とする。</p>			指示値の差	補正値	3dB	3dB	4dB	2dB	5dB	6dB	1dB	7dB	8dB	9dB
指示値の差	補正値													
3dB	3dB													
4dB	2dB													
5dB														
6dB	1dB													
7dB														
8dB														
9dB														

注：規制地域の指定及び規制基準等の設定は、県知事（市、中種子町の区域については、市長、中種子町長）が行う。  
出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

(昭和51年環境庁告示90号、最終改正 平成27年環境省告示第65号)

鹿児島県ウェブサイト 「振動規制法における規制について」

([https://www.pref.kagoshima.jp/ad05/kurashi-kankyo/kankyo/taikisouon/soonakusyu/souon/shindo\\_hou.html](https://www.pref.kagoshima.jp/ad05/kurashi-kankyo/kankyo/taikisouon/soonakusyu/souon/shindo_hou.html))

西之表市ウェブサイト 「振動規制法における規制について」

([https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/shiminseikatu/kankyoanzen/kankyou/soon\\_shindo/5252.html](https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/shiminseikatu/kankyoanzen/kankyou/soon_shindo/5252.html))

表-3.2.40 振動に関する規制の状況  
(特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準)

1 特定建設作業

特定建設作業名
① くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
③ 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
④ ブレーカ（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
備考 当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

2 規制基準

規制項目		基準
基準値		75dB以下
作業禁止時間	第1号区域	午後7時～午前7時
	第2号区域	午後10時～午前6時
最大作業時間	第1号区域	10時間/日
	第2号区域	14時間/日
最大作業日数		連続6日
作業禁止日		日曜日、休日
備考		
第1号区域	① 特定工場等に係る区域区分のうち、第1種区域及び第2種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域	
	② 上記工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域 ア 学校教育法第1条に規定する学校 イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所 ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館 オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム	
第2号区域	特定工場等に係る区域のうち、上記第1号区域以外の区域	

注：振動の基準値は、作業の場所の敷地の境界線の値である。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正 令和3年環境省令第3号）

表-3.2.41 振動に関する規制の状況（道路交通振動の限度）

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～翌8:00)
第1種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

注1：第1種区域及び第2種区域とは、特定工場等に係る規制基準の区域と同一である。

注2：振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正 令和3年環境省令第3号）